

Title	第一次国際労働大会の議事事項を論ず
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.10 (1919. 10) ,p.1251(1)- 1271(21)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

クイックコー

ヒーは既に

富岳と日本

アルプスと

と突破せり



従来のコーヒー糖とは全然異りて品質優良

定価一匁金貳拾五錢

従来のコーヒー糖と稱して發賣してゐるもの、多くは唯甘味あるのみで、コーヒーの味は到底求められません。言ふ迄もなく本當のコーヒー糖はコーヒーの香味を十分に備へてゐなければなりませんのでカフエーパウリスタでは、御承知の世界的優良のブラジルコーヒーを基礎として、最善の研究を積み、吟味を重ねて、始めて優良美味なるコーヒー糖クイックコーヒーを精製しましたが、本品は單に家庭に於ける重寶のみでなく、機敗の憂がなく保存に堪へ旅行携帶に至便で、完全な最新式コーヒー糖であります。

各地到る處の洋酒食料品店にあり

南米ブラジル國サンパウロ州政府專賣

東京市京橋區南條馬町二丁目

發賣元 株式会社 カフエーパウリスタ

電話東京橋一五三五

ブラジルコーヒー
コーヒーシロップ
クイックコーヒー
リノル平野水

三田學會雜誌 第十三卷 第十號

論 說

第一次國際勞働大會の議事事項を論ず

堀江 歸 一

巴里講和會議に於て成立したる國際勞働法規(對獨講和條約正文第十三章は其前文に於て「多數の人民に不正、困苦、窮乏を與へ、以て不安を醸成するが如き勞働狀態の存在は世界の平和と協調とを威嚇するものにして、隨て斯の如き勞働條件の改善は最も緊急を要する問題なり。例へば勞働時間を規定し、一週間又は一日間に於ける勞働の最大限度を定め、勞働供給、失業防止、適當なる生活賃銀制度、勞働よ

り生ずる疾病又は負傷に對する保護、小兒少年及び婦人の保護、老年者の保護、外國に於ける労働者の保護、結社自由の原則承認、産業又は技術上の教育其他に關する諸規則を制定するが如きは、是れなり」と云へるは、労働保護立法に就て、國際聯盟に屬する諸國の將來に爲す可き所を道破したるものとす可し。但し聯盟に屬する諸國の間には文明發達の程度に於て、相違する所あると同時に、労働保護立法の狀態に就ては、更に懸隔の大なるものあるを以て、以上の諸事項の如き、直に同一の時期並に方式に於て、各國に之を適用する能はず。茲に於てか締盟諸國を通じて承認せらる可き労働改善の原則として、労働法規第四百二十七條は左の九項を規定したり。

第一、労働は單に貨物又は商品と認む可からずとする大原則

第二、雇主並に被傭人が適法の目的の爲めに結合するの權利

第三、其時代及び其國に於て、適當と認むる生活標準を維持するに必要なる賃銀を被傭人に支拂うこと、

第四、一日八時間一週四十八時間を以て、目標と爲す可き労働標準と爲し、未だ之

を採用せざる國は之を採用すること

第五、日曜日又は便宜の日に毎週一回宛滿二十四時間連續せる休暇を與ふること

第六、幼年労働を廢止すること及び青年労働者の教育の繼續を許し、且つ適當なる身體の發達を確保する規定を課すること

第七、男女共に同一價値の労働に對し、同額の報酬を受く可き原則

第八、各國が法律を以て、労働條件に關し、定むる所の標準は其國內に合法的に居住する凡ての労働者に對する平等なる經濟的待遇に公正なる考慮を拂う可きこと

第九、各國は被傭者保護を目的とする法律並に規則の實施を確保する爲め、監察官制度を定め、且つ婦人をも監察官に任命す可きこと

以上九個條の原則中、或る國は現に殆ど其全部を實行しつゝあるに拘はらず、他の國は其一部分すら、之を實行するに、吝にして、労働改善原則の適用が國際間に頗る區々たるの狀を免かれずとすれば、上記労働法規前文に掲げられたるが如き目

的を達せんとするには、或る方針の下に、聯盟に屬する諸國の勞働保護立法を統一するの計畫なかる可からず。此計畫を實行するものは、近く合衆國政府に依て、華盛頓府に召集せらるゝ第一次國際勞働大會にして、勞働法規の附則に於ては、同會議の議事事項を擧げて、左記の五點としたり。

- 一、一日八時間一週四十八時間勞働の原則適用の件
- 二、失業の防止又は豫防方法に關する件
- 三、婦人使用の件、(イ)分娩の前後並に懷妊中の手當に關する件、(ロ)夜業、(ニ)不健康なる作業
- 四、少年勞働に關する件、(イ)使用の最低年齢、(ロ)夜業、(ニ)不健康なる作業
- 五、婦人の夜業禁止並に燐寸製造に於ける白燐使用禁止に關する千九百六年ベルン國際協約條項の擴張並に適用

上記勞働法規第四百二十七條に列擧せられたる勞働改善の諸原則と第一次國際勞働大會の議事に付せらるゝ事項とを比較するに、前者に於ける結社權の承認、最低賃銀の維持確定、男女勞働者に對する同額賃銀の支拂、一國に居住する總ての

勞働者に對する經濟的待遇の公正等、今日の勞働問題に於て、至重の關係ある事項は、後者に於て削除せられ、僅に前記數個條の案件の掲げらるゝに止まれり。斯の如きは第一回の會議に於て早く關係諸國の全體を通じて利害の錯綜する問題を議することを避け、比較的諸國の間に諒解せられつゝある問題のみを決するを賢なりとしたる故なりや否や、之を知らずと雖も、第一次大會が要するに國際的勞働改善原則を決定する第一着歩にして、第二次より第三次に進むに隨ひ、所謂社會改造に伴う幾多の案件が勞働問題の方面に於て、議決せらるゝに至ることを疑はざるなり。

二

然らば第一次勞働大會の議事に上る可き事項に就ては、從來諸外國の立法は如何なる潮流に向ひつゝありや、又其議決せられたる場合に於て、我國は現在の勞働立法上に如何なる影響を蒙る可きものなりや。第一、一日八時間、一週四十八時間勞働の原則適用の件と稱するは、一方に一日の勞働時間を八時間に制限すると共に、一週間中一日の純休憩日を設くるの趣意にして、要するに勞働改善原則の第四

と第五とを併用したるものと認む可し。勞働時間に就ては、從來歐米諸國を通じて、短縮の方嚮に向ひつゝあることを争う可からず。一は工場法に於て、婦人小兒の如き被保護人の勞働時間を制限することに依て、一は職工組合自ら組合所屬勞働者の勞働す可き時間を制限することに依て、一は國家自ら特殊の事業に於ける勞働者の勞働時間を制限することに依て、相率ひて斯る結果を生ずるに至るものにして、歐洲戦争前に於て、八時間勞働制度に近き状態の現出せるものあり。現に英國に於て、纖維工場、染色並に漂白工場の勞働時間が平日十時間、土曜日五時間、一週間合計五十五時間にして、是等以外の工場仕事場、女子仕事場の勞働時間が平日十時間半、土曜日八時間、一週間合計六十時間なるに對し、千九百八年の炭坑法に於て坑内勞働者の勞働時間が八時間に制限せられたるが如き、明に此事實を語るものとす可く、戦後に於ては更に勞働時間を此以上に短縮し、七時間勞働若しくは六時間勞働を要求する勞働者あるのみならず、從來八時間以上の勞働に従ひたる勞働者も亦八時間に勞働時間を低減するの主張を致して、已まず、去る八月下旬内國に到着したる外國電報に據れば、英國に於て家庭の僕婢、海員、農業勞働者其他二三

の職業を除き一切の勞働者の勞働時間を毎週四十八時間とする法律案の下院第一讀會を通過したりと云ふが如き、將た又佛蘭西に於て本年五月一切の事務所、工業及び商業仕事場を問はず、勞働者の従業時間は男女老幼を問はず、一日八時間を、一週間四十八時間を超へしめず、若し一週間以上の期間を以て標準とするときは、之に相應する時間を超ゆ可からざることゝしたるが如き、各國の立法が是等の主張に順應しつゝあるの證據とするを得べきなり。隨て國際勞働大會に於て、一日八時間、一週四十八時間勞働制が採用せらるゝとするも、歐洲諸國が之に適應して、立法を改修するは、易々たるの業なるのみならず、寧ろ勞働者の如きは斯る程度の議決に對して、満足するに至らず、其之を不満足とする聲が何等かの形態に於て、第一次勞働大會の席上に於て勞働代表者に依て發せらるゝことなきや、一個の問題とす可し。

歐洲諸國に比較して、勞働時間に關する立法の統一を缺き、其煩瑣を極むるものは、實に北米合衆國にして、試に千九百十六年一月聯邦諸州に存在したる婦人勞働時間の制限を州別にすれば、左表の如し。

八時間以上の諸州

一日の労働時間

一週間の労働時間

加利福尼

八

四八

哥老比亞領

八

四八

コロラード

八

四八

華聖頓

八

四八

アリゾナ

八

五六

八時間以上十時間

以下の諸州

商業

八 $\frac{2}{3}$

五〇

オレゴン

事務所

八 $\frac{1}{3}$

五一

其他

アーカンサス

其他

九

五四

ミズーリ

九

五四

ネブラスカ

九

五四

紐 育

九

五四

テキザス

九

五四

ウータ

九

五四

ミンネソタ

製造業
商業

一〇

五八

アイダホ

九

五四

モンタナ

九

五四

オクラホーマ

九

十時間以上の諸州

コネクチカット

一〇

五五

デラウエア

一〇

五五

マツサチユージェツ

一〇

五四

ミシガン

一〇

五四

オハヨー

一〇

五四

ペンシルヴェニア

一〇

五四

ロードアイランド	一〇	五四
ウキスコニン	一〇	五五
ニューハンプシャー	一〇 ^{7/16}	五五
ワイロミング	一〇	五六
北カロライナ	一一	六〇
テネツシー	一〇 ^{1/2}	五七
ヴァーモント	一一	五八
デヨージア	一〇	六〇
ケンタツキー	一〇	六〇
ルイジアナ	一〇	六〇
メリーランド	一〇	六〇
ミシッヅビー	一〇	六〇
ニュー、ジャーシー	一〇	六〇
南カロライナ	一一	六〇

イリノイ	一〇	
北デコタ	一〇	
南デコタ	一〇	
ヴァージニア	一〇	

婦人の労働時間に就て、何等の制規を有せざる諸州

アラバマ、フロリダ、アイオワ、インディアナ、ネブラスカ、ニューメキシコ、西ヴァージニア、

各聯邦州間に労働時間の不平等なること、上記の如き場合に於て、如何にして之を八時間労働制に統一す可きか、之を統一するに、多少の時期を要せざるやは一の問題なりとす可し。若しも之を統一するに或る時期を要するものとすれば、合衆國は結局今回の労働大會に於て、八時間労働制の實行に就て、猶豫を求めざる可からざるが如しと雖も、各聯邦州の労働社會を通じて労働改善を要求する希望の熱烈なる今日國民は政府の斯る緩急なる處置に出づるを許す可きに非ず、寧ろ中央政府協力して、改善原則を急速に實行するの方嚮に就く可きか。我國も亦合

衆國と同一の地位に立つが如しと雖も、然も我國の如く工場法施行後十五年間勞働時間を十四時間の長きに置くものに於ては、合衆國に比較して、勞働改善原則の適用に困難なるものあり。況や改善原則を適用する誠意の或る部面に存せざるに於てをや。

三

失業の防止方法に關して、勞働大會は如何なる決議を爲さんとするや豫測の限りに非ずと雖も、失業の防止又は豫防に就て從來多數の國が社會的施設として、實行したる所は大體に於て、軌を一にし、而して我國獨り是等の施設を閑却し、失業問題の解決に對して、圏外に居るの觀なき能はず。失業の對策として、今日諸外國に行はるゝ所を見れば、勞働者の自治に依るものと、國家の施設に依るものとの二種に分つを得べく、前者は職工組合に於て、組合員の失業したる者に對して、一定の期間定額の失業惠與金を交付するを以て、其重なる方法なりとす。而して英國の如き過般歐洲戰爭に際し、失業者簇生して、職工組合の支出する失業惠與金に意外の増加を來すや、組合に對し、或る條件を付して、組合の交付する失業惠與金を補給し、

以て組合をして失業者を救助するに、遺漏なからしむることを期したり。斯の如くなれば、失業問題の解決極めて簡單なるを得れども、我國の如き職工組合の存在せざる國に於ては、到底斯る方法を利用する能はず。而して政府が治安警察法第十七條の規定を廢止又は修正して、勞働運動を自由にするの意思なきこと今日の如く、隨て健全なる職工組合の成立する望なき場合には、我國に於て上述の自治的手段に依て失業問題を解決するは、至難の業とせざる可からず。

國家の施設に依て、失業問題を解決する方法は歐洲諸國に行はるゝ實驗より云ふときは、(一)救貧法に依る救助、(二)國家の經營する救濟工事、(三)職業紹介所の設立、(四)失業保險の制度、(五)海外移住の獎勵等に外ならず。第一、第二の救助法は舊來英國に於て、將た又獨逸に於て行はれたるの實例ありと雖も、共に成績の良好なるを得ず。職業紹介所は獨逸に於て地方自治體の下に、經營せられたれども、英國は之を國家の一機關として、最も大なる規模に於て經營し、現に千九百十七年の如き、二百八十三萬七千六百五十に上る求職の請求を受けて、一方に百三十七萬五千百九十八人に職業を授けたり。失業保險も亦今日社會保險に於て、重要なる一の形式

と爲り、海外移住は失業者饒多と爲れる時に、一時の應急策として實行せらるゝこと多し。隨て歐米諸國が失業救濟策に就て、立法を統一し施設を共通にするは、容易の業なりと雖も、我國の如き、是等の點に就て、何等の設備を有せざるものに於ては、盡く外國の誘導に依て、新に設備する所なかる可からず。唯此間に處して、我國が海外移住に依て、失業問題を解決することを理由とし、諸外國をして人種差別の撤廢を承認せしむれば、可なりと雖も、斯の如きは實際に之を望む可からず。外國の要請に依ると云ひながら、労働大會の結果として、失業救濟の施設の我國に備はらんとするを見て、満足の意を表せんのみ。

婦人並に少年労働の條件に就て、内外國の状態を比較するに其間に大なる相違の存することを蔽う能はず。婦人労働を保護するに就て、最も肝要なる方法は分娩の前後に於ける就業を禁止し、一方に其前後に於ける生活を保證するの點是れなり。我國現行の法規に徴するに大正五年農商務省令第十九號工場法施行規則第九條並に第十條に産婦保護に關する規定あるを見るのみ。即ち左の如し。

第九條。工業主は産後五週日を経過せざる者をして、就業せしむることを得ず。但し産後三週日を経過したる後、醫師の意見を徴し、支障なしと認むる業務に就かしむる場合は此限りに非ず。

第十條。地方長官は前條に掲ぐる場合の外、工業主に對し、産婦の就業の制限又は禁止を命ずることを得。

妊娠分娩は婦人の社會的任務として、最も重要なものにして、其期間に於て婦人の保健状態に適當の保護を加ふるは、道徳上に於て、將た又人口政策上に於て共に必要なりとせざる可からず。分娩前後如何なる期間を範圍として、妊婦又は産婦の労働を禁止す可きやの問題は國に依て、解決の方法に異なるものありと雖も、歐米諸國を概観するに分娩前に於ては、二週間乃至四週間を以て分娩後に於ては、四週間乃至八週間を以て、労働禁止の期間とし、而して此期間に於ては平生婦人労働者をして契約せしめたる健康保險の條項に據り、定額の保險金を交付して、生活上の保障とす。然らば我國が分娩前後に於ける労働休止の期間、産婦に對する手當金に就て何等の規定を設けず、分娩前に於ける労働の制限又は禁止は全然之を

地方長官に一任し、分娩後に於ける勞働禁止期間も亦三週間乃至五週間に過ぎざるが如き、勞働保護の見地に於て不満足なりとす可く、國際勞働大會に於て、是等方面に於ける保護の程度を厚くするの決議に接し、我國亦之に服従せざる可からざるに至るは、自然の大勢とす可きなり。

四

少年勞働の最低年齢をして義務教育終了の年限に及ばしむるは、國民教育の根本的趣意を徹底するの見地に於て必要なりとす可く、多數の國が滿十四歳を以て最低年齢とし、更に失業問題解決の一法として、少年に補習教育を授くるを必要とするの理由に基き、義務教育を終了したる後、一定の年限間少年の職業に制限を加ふるもの亦偶然なりとせず、而して斯く工場仕事場に於て少年の職業に就くことを制限しながら、却て彼等が一層其品性を害し、健康を傷る恐ある方面に於て勞働することを解放するとき、前者に於ける制限の趣意を蹂躪するの結果を生ぜざるを得ず。文明諸國に於て、少年の工場勞働に對する制限の嚴重と爲るに隨ひ、少年少女が大道に於て、新聞紙生花、造花、菓子類の賣子と爲り、衛生上、道德上に於て

何等の檢束を加へらるゝことなく、不規律なる勞働に従うが如き、一方の弊害を抑制せんとして、却て他方の弊害を醸成するものとす可く、最低年齢の制限と共に、一個の問題とす可き所なり。近刊紐育市政政治學會雜誌は國際聯盟に關する論文を蒐録したるが、アブラム、アイ、エルクス氏は國際勞働立法を如何に合衆國に厲行す可きやの問題を論じ、少年勞働に關して左の如き説明を下したり。

國際的標準の基礎として、諸國の間に於て、少なくとも十四歳以下の少年を勞働に就かしめざるの協定を成立せしむるを得べし。吾人にして斯る標準を採用し之を基礎として、國際間の協力に依て厲行せんか、將來に於ては、従前に比較して、大なる國民の生ずることを期するを得べし。斯る制限の下に於て、少年は其訓練に於て改善する所あり、生活に於て、準備する所ある可く、加ふるに今日多數の少年の有せざる知識を備へて、産業上若しくは日常の生活に就くを得べきなり。而して一方に十四歳以上十六歳以下の少年は職業に就くに當り、其種類を制限し、勞働時間を制限し、且つ將來適當の訓練を持して、生活を營むに堪へしむるまで、國家援助の下に、工場又は仕事場に於て、相當の練習を経せしめざる可からず。

少年勞働の制限は單に心身の發育幼弱なる間に、過度の勞働に當らしむる爲に生ずる弊害を抑壓するの趣意のみに出づるものに非ず、此以上に時間の餘裕を有するに至れる少年勞働者に適當の教養を授け、他日一個の熟練勞働者として、失業の災禍に罹ること少なきを得せしむるの計畫を藏することを知らざる可からず。

若し夫れ婦人夜業禁止の問題に至つては、千九百六年ベルン勞働協約に據り、文明諸國間に主義の一定せるものあり、今回第一次の勞働大會に於て、協約適用の問題が議事に上らんか、列國の承認を博す可きや、論を俟たざるなり。蓋し國際勞働立法協會は千九百年を以て組織せられ翌年事務を開始するや、直に夜業の問題を研究し、婦人の夜業が健康上に、將た又道德上に有害なることの確證を得たり。即ち人が勞働の疲勞より恢復するは、主として休憩と睡眠との二者に依り、而して完全なる睡眠は日中殊に工業都市の勞働者の住居する喧噪たる場所に於て之を爲す能はず、隨て夜業は疲勞の恢復せざる間に、人をして勞働に就かしむるの結果を免かれざるのみならず、日光を缺き、燈火の下に、不完全なる光力の下に勞働せしむるときは、眼疾其他の疾病に罹らしめ易く、加ふるに婦人の夜間街上を往復するは、

其風紀を維持する所以に非ざると共に、全然家庭生活を破壊するに至らざるを得ず。又之を經濟上の方面より考ふるも、夜業は之を晝間に於ける勞働に比較し、其品質に於て、數量に於て劣る所多く、夜業を廢止して、却て能率を増進するを常とするの事實の蔽う可からざるなり。茲に於てか千九百六年ベルンに國際勞働會議開催せられ、十四の歐洲諸國代表者會同するや、婦人勞働者に對して、少なくとも夜間十一時間繼續する休憩を與へ、且つ其内の七時間を午後十時より午前五時に至る間に置く制度を出來得る限り急速に實行するの件を議決し、之に参加したる奧地利、匈牙利、白耳義、丁抹、佛蘭西、獨逸、大英國、伊太利、歷山堡、葡萄牙、西班牙、瑞典、瑞西、和蘭の諸國は何れも千九百十二年一月一日以前に上記の議決を實行する法律を公布したり。而して此際に特に注目を要するは、第一參加國以外の國にして、夜業廢止を實行したるものあると、第二參加國が會議の議決したる範圍以上に、夜業を制限したるとの二點是れなり。即ち印度、アルゼンチン等が夜業を禁止したるは、第一の場合に當り、佛蘭西、白耳義、西班牙が午後九時より午前五時に至る範圍に於て、和蘭が午後七時より午前六時に至る範圍に於て、夜業を禁止したるは、第二の場

合に當るものなり。合衆國の諸聯邦州に於ては、未だ總ての事業を通じて、夜業を禁止したるの例あるを見ずと雖も、例へばマツサチュセツ、州が紡績業に對して午後六時より午前六時に於ける婦人の就業を禁止し、紐育州が倉庫工場に於ける夜業を禁止するが如く特殊の事業を選んで、夜業を禁止するの方針に向ひつゝあり。

夜業に對する立法の現状斯の如く爲りとすれば、今回の労働大會に於て議事の一項として、夜業禁止に對するベルン協約擴張の問題掲げられ、而して其議事に臨んで、列國が如何なる態度を取る可きやは、之を推測するに難からず。我國が現行工場法に規定せらるゝが如く、同法施行十五年後まで、夜業を繼續せんと欲するも、世界の大勢は到底之を容認するを許さざるなり。

白磷使用に關する禁止は千八百七十二年芬蘭に於て、千八百七十四年丁抹に於て行はれたるものを發端として、漸次他に及び、遂に千九百六年のベルン協約に認められ、同協約の關係國は總て禁止を實行し協約關係以外の國にして、尙ほ禁止を實行しつゝある以上は、今回の労働大會に於て、更に其適用の區域を廣汎にす可き

や、論を俟たず。

然れども之を全體より見るに今回労働大會の議事に上らんとする五個の案件の如き今日の進歩したる労働者の要求する所に顧みるときは、殆ど尋常一様の事に過ぎず。假令此等の案件が成立するも、直に労働者の満足を得るを得るものと信する能はず。彼等が今日の社會組織に對して要望しつゝある所は如何なる邊に在りとす可きや、余は此點に就て、敢て私見を挾まず、今回英國労働代表者として労働大會に出席するアーサー・ヘンダーソン氏の著書「労働の志望」中に掲げられたる労働黨の社會改造に關する報告書より、同黨が將來の社會に對して、要求する四個の條件即ち(一)國民的最小限度の一般的厲行(二)産業の民主的管理(三)國家財政に於ける革命(四)一般の利益に對する剩餘財の收用を舉げて、労働者の要求の那邊に進む可きやの一端を示すに止めんとす。

附言。其後ヘンダーソン氏は労働大會に出席せざるの報を得たり。然も英國労働黨の希望する所は氏の出席の有無に依て、何等異なる所なかる可きなり。